

学び直し支援金のお知らせ

- 高等学校等を中途退学した方が、再び高等学校等で学び直す場合に、高等学校等就学支援金の支給期間終了後も卒業するまでの間の最長2年間（全日制課程の場合は最長1年間）、「学び直し支援金」が支給されます。
- 「学び直し支援金」は、就学支援金と同様、授業料と学び直し支援金を相殺することで、授業料の負担がなくなります。
- 在留資格が「留学」の方は本制度の対象外です。

対象者

次のすべてに該当し、国籍・在留資格等の要件を満たす方

※ 一部の在留資格の方には所得要件＜年収約910万円未満＞があります。

- ① 高等学校等を退学したことのある方
- ② 高等学校等を卒業又は修了していない方
- ③ 高等学校等に在学した期間が通算して36か月（定時制・通信制課程は48か月）を超える方
- ④ 平成26年4月1日以降に高等学校等に入学した方（就学支援金制度の対象者であった方）
- ⑤ 【通信制課程のみ】卒業に必要な単位として認定を受けた単位数、就学支援金・新修学支援金・学び直し支援金の3つの支給対象単位数の合計が74単位を超えていない方

提出書類

国籍・在留資格によって提出書類が異なりますので、下記をご確認ください。

	区分	提出書類
①	日本国籍を有する方	○ 受給資格認定申請書（様式1の1） ○ 国籍確認書類（次のいずれか）※ ・住民票の写し（原本。コピー不可。） ・特別永住者証明書の写し ・在留カードの写し
②	特別永住者	
③	永住者	
④	日本人の配偶者等	
⑤	永住者の配偶者等	
⑥	定住者（日本に永住する意思がある方）	
⑦	家族滞在（日本の小中学校を卒業した方で、高校等卒業後、日本で就労して定着する意思がある方）	【⑦家族滞在の方のみ】 ○ 日本の小学校及び中学校の卒業証書又は卒業証明書※
⑧	①～⑦に当てはまらない方 （在留資格が「留学」の方は除く） 所得要件があります（年収約910万円未満） 裏面を参照してください。	○ 受給資格認定申請書（様式1の1） ○ 住民票の写し（原本）又は在留カードの写し※ ○ 個人番号カードの写し等※又は課税証明書※ <課税証明書の場合> 別添の補足の証明書も必要 4～6月に受給：令和7年度及び令和8年度分 7月以降に受給：令和8年度分

※ 既に就学支援金の申請(届出)で当該書類を提出しており、申請書の【4.確認事項】の2つ目の□にチェックを入れた場合は、当該書類を提出する必要はありません。

提出期限

就学支援金の受給が終了する翌月末

問合せ先

神奈川県立●●●●学校 事務室 （電話）XXX-XXX-XXXX

次の国籍・在留資格に該当しない場合は、所得要件があります。

国籍・在留資格

- ① 日本国籍を有する者、② 特別永住者、③ 永住者、④ 日本人の配偶者等、⑤ 永住者の配偶者等、⑥ 定住者のうち将来永住する意思がある者、⑦ 家族滞在のうち日本の小学校、中学校を卒業した者であって、高校等卒業後、日本で就労して定着する意思がある者

所得要件

保護者（親権者）全員分の所得について、以下の算定式により計算した額が、30万4,200円（年収約910万円）未満の者

＜算定式＞

（市町村民税の）課税標準額×6％－（市町村民税の）調整控除の額

※ 政令指定都市に市民税を納税している場合は、調整控除の額に3/4を乗じた額となる。

※ 学び直し支援金の支給を受けようとする生徒等本人が早生まれであり、特定扶養控除の適用が他の同学年の生徒よりも1年遅くなる場合は、当該早生まれの生徒の判定に用いる課税標準額から12万円を減じることとする。

個人番号カードのコピー等又は課税証明書等のどちらで申請するかによって、提出書類が異なります（個人番号カード等で申請し、認定された方は、ご家庭の実情が変わらない限り、翌年7月の手続きが不要になります。）。

個人番号カード等のコピーで申請する場合

① 個人番号カード等のコピー貼付台紙（学び直し支援金用）

保護者全員の次のア～ウのいずれかの書類をのり付け又は添付してください。

ア 個人番号カード（マイナンバーカード）のコピー

イ 個人番号（マイナンバー）が記載された住民票の写し

ウ 個人番号（マイナンバー）が記載された住民票記載事項証明書の原本又はコピー

※ イ又はウは、保護者以外の方の個人番号の記載がないものをご提出ください。

※ 個人番号通知、個人番号カード交付申請書は使用できません。

② 保護者全員の顔写真付き身分証明書のコピー

③ 【生活保護受給世帯のみ】生活保護受給証明書の原本

4～6月に受給開始：2025年1月1日時点で生活保護を受給していることが確認できるもの

7月以降に受給開始：2026年1月1日時点で生活保護を受給していることが確認できるもの

課税証明書等で申請する場合

保護者全員の次のア又はイのいずれかの書類を添付してください。

ア 市町村民税・県民税 課税（非課税）証明書の原本又はコピー

※ お住まいの市区町村の税担当部署で発行を受けることができますが、これに加えて、令和2年7月から原則、補足の証明書も必要となるため、発行を受ける際は、別添の「高等学校等学び直し支援金に係る課税証明書（補足）の発行について」を市区町村の窓口に提示してください。

イ 生活保護受給証明書の原本

※ 4～6月に受給開始

アの場合：令和7年度及び令和8年度分

イの場合：2025年1月1日時点で生活保護を受給していることが確認できるもの

※ 7月以降に受給開始

アの場合：令和8年度分

イの場合：2026年1月1日時点で生活保護を受給していることが確認できるもの

この書類を市町村役場の
窓口に提出してください

高等学校等学び直し支援金に係る 課税証明書(補足)の発行について

◆ 学び直し支援金の申請をする保護者の方へ

課税（非課税）証明書の発行を受ける際には、この用紙
を、お住まいの市区町村の税担当部署に提示してください。

◆ 市区町村の税担当部署の方へ

この用紙の提示を受けましたら、課税（非課税）証明書に
加えて、裏面の「高等学校等学び直し支援金に係る課税証明
書（補足）」またはこれに代わる書面を発行していただきま
すようお願いします。

※ 課税（非課税）証明書により、「課税所得額（課税標準額）」及び「調整控除の
額」の確認ができる場合は、裏面の様式の発行は不要です。

殿

(氏名)

高等学校等学び直し支援金に係る課税証明書（補足）

高等学校等学び直し支援金の支給に関して、その申込等の手続きのため照会があった事項のうち、添付の課税証明書等に記載のない以下の事項（マイナンバー制度において情報連携を行うデータ項目等を定めた「データ標準レイアウト様式 B-002（地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報）」における定義によるものとします。（本人該当区分のうち「未成年」を除く。)) については、下記の通りです。

8 年度（7 年分）の所得等

- 課税所得額（課税標準額） _____ 円
- 合計所得金額 _____ 円
- 総所得金額等 _____ 円
- 扶養親族の合計 _____ 人（※同一生計配偶者を含む）
（内、16 歳未満扶養者数 _____ 人）
- 本人該当区分 ※以下のうち、該当するものに○
特別障害 その他の障害 寡婦 ひとり親
勤労学生 未成年

(税額控除 内訳)

- 調整控除の額 _____ 円
※市町村民税相当分

日付 令和____年____月____日
市区町村名 _____
担当部局課名 _____

公印※省略可

(令和 8 年 7 月改訂版)

個人番号カード等のコピー貼付台紙(学び直し支援金用)

学校受付日： 年 月 日

- ・ **就学支援金の申請（届出）で個人番号（マイナンバー）を提出した場合は、学び直し支援金の申請で個人番号（マイナンバー）を提出する必要はありません。**
- ・ **生徒氏名、ふりがなを記入してください。**

学校の名称	高等学校・制
生徒氏名のふりがな	
生徒氏名	

- ・ 個人番号（マイナンバー）がわかる書類を提出する保護者の人数を記入してください。
- ・ 保護者の氏名、個人番号（マイナンバー）、生年月日を記入してください。
- ・ 個人番号カードのコピーを下記にのり付けしてください。
- ・ 住民票の写し、又は住民票記載事項証明書の原本又はコピーの場合は、のり付けせずそのまま提出してください。

- 学び直し支援金の申請のため、保護者 名分の個人番号（マイナンバー）がわかる書類を提出します。

保護者1 氏名	個人番号(マイナンバー)	生年月日
		年 月 日

**のり付け
オモテ面**

個人番号カードのコピー（オモテ面）

※ 個人番号通知カードのコピーは、記載事項（氏名、住所、生年月日、性別、個人番号）を変更すべき事項が発生しておらず、記載事項に変更がない場合、又はデジタル手続法の施行日（令和2年5月25日）以前に個人番号通知カードの記載事項の変更手続きが完了している場合に限り、のり付け可能です。

のり付け
ウラ面

個人番号カードのコピー（ウラ面）

保護者2 氏名	個人番号(マイナンバー)	生年月日
	— —	年 月 日

**のり付け
オモテ面**

個人番号カードのコピー（オモテ面）

※ 個人番号通知カードのコピーは、記載事項（氏名、住所、生年月日、性別、個人番号）を変更すべき事項が発生しておらず、記載事項に変更がない場合、又はデジタル手続法の施行日（令和2年5月25日）以前に個人番号通知カードの記載事項の変更手続きが完了している場合に限り、のり付け可能です。

のり付け
ウラ面

個人番号カードのコピー（ウラ面）